

重要事項説明書

社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会 （訪問看護事業）

1 事業所の概要

（令和8年6月1日現在）

事業所名	みなべ町訪問看護ステーション		
所在地	和歌山県日高郡みなべ町芝447番地2		
連絡先	電話 0739-72-1377 FAX 0739-72-5610		
提供可能サービス及びステーションコード	訪問看護	2190032	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	訪問看護	西端めぐみ	(0739) 72-1377
サービス提供地域	訪問看護	みなべ町	

※24時間対応体制加算の契約をされている方のみ、24時間体制の御利用が出来ます（連絡先は契約時にお渡しします。）

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	訪問看護	1名（常勤兼務）
サービス担当職員	訪問看護	9名（常勤7名、非常勤2名）
事務担当職員	訪問看護	1名（常勤1名、非常勤0名）
サービス提供者		
看護師	訪問看護	7名（常勤5名、非常勤2名）
准看護師	訪問看護	0名（常勤0名、非常勤0名）
理学・作業療法士	訪問看護	2名（常勤2名、非常勤0名）

3-①

1 サービスの内容

（1）「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

具体的なサービス提供内容については下記のとおりです。

①看護介護行為

- ・バイタルチェック（血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定）
- ・健康状態の観察
- ・身体の保清（清拭、陰部洗浄、更衣、おむつ交換、口腔ケア、手浴、足浴、洗髪、入浴介助、ひげ剃り等）
- ・療養指導（生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導等）
- ・服薬管理、指導

②医療処置行為

- ・創傷及び床ずれ処置（※床ずれの状態が重度の場合は、特別管理加算対象）
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア（特別管理加算対象）

- ・経鼻チューブ、胃瘻（いろう）管理ケア（特別管理加算対象）
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア（特別管理加算対象）
- ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア（特別管理加算対象）
- ・在宅酸素療法管理ケア（特別管理加算対象）
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴（週3回以上の実施の場合、特別管理加算対象）
- ・主治医の指示による検査（採血、検尿等）
- ・排泄管理ケア（浣腸、摘便）
- ・エンゼルケア（在宅でお亡くなりになられた場合、お体をきれいにしたりする処置をします。） ※実費 10,000 円（保険外サービスとなります）

③リハビリ援助行為

※看護業務の一環として、リハビリテーションを中心とした訪問の場合、看護職員に代わり、理学療法士等が訪問します。（なお、看護職員は、サービスの利用開始時や主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問します）

- ・バイタルチェック（血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定）
- ・関節可動域及び筋力の維持・改善のための運動療法及び生活・運動指導
- ・痛みの緩和のための運動療法及び生活・運動指導
- ・起居・移動動作（歩行も含む）の維持・改善のための運動療法及び生活・運動指導
- ・日常生活動作（食事・排泄・入浴・整容・更衣動作等）の維持・改善のための運動療法、作業療法及び生活・運動指導
- ・日常生活関連動作（調理・掃除・洗濯・趣味活動等）の維持・改善のための運動療法、作業療法及び生活・運動指導
- ・呼吸機能の維持・改善のための運動療法及び生活・運動指導
- ・摂食・嚥下機能の維持・改善のための運動療法及び生活・運動指導
- ・内部障害（糖尿病・心不全等）に対する運動療法及び生活・運動指導
- ・認知症の方の行動・動作障害に対する運動療法及び生活・運動指導

④介護者への支援

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介
- ・床ずれ予防、リハビリの方法、食事指導（介助の工夫・方法等）
- ・室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法等
- ・介護者の健康相談・助言

(2) 訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していただく必要があります。指示期間は、主治医により決められます。指示期間が過ぎる前に看護師から主治医に指示書の依頼を行ないます。

（※訪問看護指示書代は、健康保健証の負担割合に応じて異なります。1割負担の方の場合は300円かかります。病院によっては異なる場合もありますので病院窓口にて御確認ください。お支払いは、病院窓口をお願いします。）

（※但し、公費負担医療の対象者の方は費用の負担はありません。）

(3) サービス提供にあたっては、主治医の指示に基づき、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

(4) 主治医に毎月1回、訪問看護報告書・計画書を提出することになっていきますのでご了承ください。(利用者のお体の状態や看護計画に基づいて実施した内容等について報告します。)

3-② サービス提供責任者等

(1) サービス提供の責任者(管理者等)は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 西端 めぐみ 連絡先(電話)：0739 - 72 - 1377

4 サービス提供地域

みなべ町

5 サービス提供時間

サービス種類	平日	土、日曜日	祭日
訪問看護	8:30~17:30	原則休日 必要に応じて対応を 致します	通常通り対応致します

(注) 24時間対応加算あり

当事業所では、24時間電話相談のできる体制と必要時に訪問できる体制をとっています。

(24時間対応体制加算の算定の対象となります)

(注) 年末年始(12/29~1/3)は「休日」の扱いとなります。(お体の状態に応じては対応を致します)

6 ご利用回数

医療保険対象の利用者は、週3回までを原則とします。

但し、頻回の訪問看護を必要とする期間と認められた場合は、14日間に限り

特別訪問看護指示書(月1回)により毎日の訪問が可能です。

※別に厚生労働大臣が定める対象者については月2回可能となります。

7 利用者負担金

※ 利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

① 訪問看護療養費に係る利用者負担金

(費用全体の1割~3割 ※健康保険の負担割合によって異なります)

② 運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています(疑問点等があれば、お尋ねください)。

① 訪問看護療養費

区分	サービス料金		
	所要時間及び内容	看護師(理学・作業療法士)による訪問	准看護師
① 訪問看護 基本療養費	30分~1時間30分 (1回につき)	5,550円×訪問日数 (週3日まで)	5,050円×訪問日数 (週3日まで)
		6,550円×訪問日数 (週4日目以降)	6,050円×訪問日数 (週4日目以降)
② 訪問看護管理療 養費(1日につき)	初日は7,770円、2日目以降 3,010円×訪問日数		
③ 訪問看護ベース アップ評価料 (I)	1830円(月1回)		

④ 訪問看護情報 提供療養費	1,500 円（1 月に 1 回）	※同意に基づく情報提供先 ①市町村等、②当該義務教育諸学校 ③医療機関等
⑤ 訪問看護 ターミナルケア 療養費	① 25,000 円(該当月に回)	在宅、特養等でターミナルケア実施(14 日以内 に 2 回以上の訪問等)
	② 10,000 円(該当月に回)	特養等で看取り介護加算の算定者で、ターミ ナルケアを実施(14 日以内に 2 回以上の訪問 等)
※難病等複数訪問加算	4,500 円×2 回訪問日数 8,000 円×3 回以上訪問日数	
※緊急訪問看護加算	(月 14 日まで) 2,650 円 (月 15 日以降) 2,000 円×緊急訪問日数	
※長時間訪問看護加算	5,200 円 (週 1 回) 1 回の訪問看護の時間が 90 分を超える場合 (別に厚生労働大臣が定める者の場合は週 3 回)	
※24 時間対応体制加算	6,520 円(月 1 回)	
※特別管理加算	2,500 円 (重症度の高い利用者については 5,000 円) 月 1 回	
※退院時共同指導加算	8,000 円 (該当月)	
※退院支援指導加算	6,000 円 (該当月) 8,400 円 (長時間を要する場合) (該当月)	
※特別管理指導加算	2,000 円 (該当月)	
※在宅患者緊急時カン ファレンス加算	2,000 円 (該当月に 2 回)	
※看護・介護職員連携加算	2,500 円 (月 1 回) 医師の指示の下、喀痰吸引等の介護事業所従事 者に必要な支援	
※複数名訪問看護加算	看護師等の場合 4,500 円 (週 1 日) 准看護師の場合 3,800 円 (週 1 回) 看護補助者の場合 3,000 円 (週 3 回) (別に厚生労働大臣が定める者の 場合に限る) 1 日 1 回 3,000 円、2 回 6,000 円、3 回 10,000 円	
※訪問看護物価対応料	初日は 60 円 2 日目以降×訪問日数	
① + ② + ③ + (加算※ 対象者のみ)		
(費用合計額の 1～3 割が利用者負担金 ※ 利用者が提示する被保険者証等で確認)		

②運営基準に定められたその他の費

項目	金額	説明
その他の費用 【交通費】	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（みなべ町）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、訪問看護師が訪問するための交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。 1 事業所から、片道 1km あたり 20 円

③ 通常のサービス提供を超える費用

(1) 利用時間外の訪問看護料

- (ア) 早朝加算 (午前 6 時から午前 8 時まで) 2,100 円
- (イ) 夜間加算 (午後 6 時から午後 10 時まで) 2,100 円
- (ウ) 深夜加算 (午後 10 時から午前 6 時まで) 4,200 円

(※料金の 1～3 割が利用者負担金となります。利用者が提示する被保険者証等で確認させていただきます。)

(2) 1 時間半を超える訪問看護料 (全額、自己負担)

(※特別管理加算、特別指示書期間、人工呼吸器を使用している方以外)

- (ア) 利用時間内 30 分ごとに 1000 円
- (イ) 午後 5 時から午後 10 時まで 30 分ごとに 2000 円
- (ウ) 午後 10 時から午前 6 時まで 30 分ごとに 3000 円
- (エ) 午前 6 時から午前 9 時まで 30 分ごとに 2000 円

(3) 業務日以外の訪問看護料 1 訪問ごとに 2000 円 (全額、自己負担)

但し、利用時間外の訪問看護及び 1 時間半を超える訪問看護については(1)及び(2)に定める額を加算することになります。

(4) 外泊日の訪問看護

入院中に、一時帰宅された場合の訪問看護ご利用となる場合

訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 8,500 円 (算定用件あり)

(※料金の 1～3 割が利用者負担金となります。利用者が提示する被保険者証等で確認させていただきます。)

※上記に該当しない方は、介護保険法に基づく訪問看護実費相当額に準じます。

30 分未満	4,250 円
30 分以上 60 分未満	8,300 円
60 分以上 90 分未満	11,980 円

④その他

ア 交通費 通常のサービス提供地域 (又は送迎地域) 以外の地域についてのみ、所定の交通費 (実費相当) が必要となります。(別途見積もりいたします。)

イ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- A 自動口座引き落とし (ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします。)
- B 現金払い (サービス提供時に毎回又は月 1 回定められた日にお支払い願います)
- C 銀行振り込み (期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

8 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先 (電話) : 0739-72-1377

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無料	
サービス利用日の当日※1	1,000 円	※2

※1 キャンセル対象となる主な場合 : 前日までに連絡がなく、訪問日にキャンセルを申し出た場合、訪問予定を間違える等の理由で訪問予定に不在の場合等。

※2 なお、直前のキャンセルであっても、入院や緊急的な治療が必要となるような重篤な疾患の場合 (救急搬送や緊急往診の場合) は対象となりません。

(3) 利用者、家族その他関係者からの暴言、威圧的言動、不当な要求等のカスタマーハラスメントが認められる場合は、職員及び他の利用者の安全確保並びに適切なサービス提供の継続のため、組織的な対応を行うことがあります。(契約書 8 条)

9 その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 感染予防のため処置及びケア時は、ゴム手袋を使用させていただきます。また、終了後は手洗いをさせていただきますのでご了承ください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染予防対策として、37.5℃以上の発熱や咳、咽頭痛、嗅覚味覚異常などの新型コロナウイルス感染が疑われる症状が認められた場合は、防護服の着用をさせていただきますのでご了承ください。
- ⑥ 自宅で点滴を行う場合
 - ・ 点滴開始直後に点滴漏れが生じた場合は、無償で点滴の入れ替えを行わせていただきます。
 - ・ 点滴開始後、しばらく経過してからの点滴漏れについての入れ替えについては、訪問看護料が掛かりますのでご了承ください。
- ⑦ ストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設されている方のケアについて
 - ・ 看護師がストーマ装具を交換するに際して、訪問当日にストーマの不具合が生じた場合については無償で交換させていただきます。（但し、不可抗力による場合は除く）
 - ・ 看護師がストーマ装具を交換するに際して、訪問の翌日以降にストーマの不具合が生じた場合は、訪問看護料が掛かりますのでご了承ください。
- ⑧ 台風等の接近に伴い、悪天候の状況であれば訪問を見合わせる場合があります。その際、訪問日時の変更をお願いすることがありますので、ご了承ください。

10 当事業所のサービス方針等

在宅療養者の保健衛生の向上と福祉の増進を図るため地域との結び付きを重視し、関係行政機関、地域の医療、保健及び福祉サービスとの密接な連携に努めるものとします。

1.1 緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等（医療機関）の氏名（名称） 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

1.2 非常災害対策

救助→救援→避難の必要な対応を行います。

例として

- ◇ 火気の点検と始末（ブレーカーを切る）
- ◇ 家屋倒壊、津波浸水の危険、避難勧告出された場合、利用者を安全な場所、避難場所に誘導
- ◇ 各事業所、家族へ連絡
- ◇ 重症者の受入先確保及び搬送(搬送先までのルート确保安全確認)
- ◇ 事業所間の連絡(応援体制)
- ◇ 利用者家族への連絡(安否確認)

1.3 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号 0739-72-1377 Fax 番号 0739-72-5610 相談員(責任者) 西端めぐみ 対応時間 午前8:30～午後5:30
法人の相談窓口	電話番号 0739-72-5611 Fax 番号 0739-72-5610 電話番号 苦情受付担当者: 宇井博信(総括管理者) 解決責任者: 土井郁夫(事務局長) 第三者委員: (1) [大崎 智美] (2) [寺谷 敦]

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

みなべ町役場健康長寿課 介護保険係	所在地 日高郡みなべ町東本庄100 電話番号 0739-33-7234
和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地 和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内 電話番号 073-427-4662

1.4 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
代表者名	会長 田中 随晋
所在地・電話	〒645-0002 みなべ町芝 447 番地 2 電話番号 0739-72-5611
業務の概要	訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護(予防) 居宅介護支援
事業所数	訪問介護 1事業所 訪問入浴 1事業所 通所介護 2事業所 訪問看護(予防) 1事業所 居宅介護支援 2事業所

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名 社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会

会長 田中 随晋

事業所名 みなべ町訪問看護ステーション

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名

代理人又は立会人

氏名